

答弁書第二二三号

内閣参質一七一第二二三号

平成二十一年七月六日

内閣総理大臣 麻生 太郎

参議院議長 江田 五月 殿

参議院議員藤末健三君提出厚生労働省でプール金四百万円が見つかったとの報道に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出厚生労働省でプール金四百万円が見つかったとの報道に関する質問に対する答弁書

一について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課執務室の机の中から四百万円程度の現金が発見されたことは事実である。

二から五までについて

厚生労働省としては、職員の有志が任意に研究会をつくり、出版社からの依頼に応じて対価の支払を受けて書籍の校閲作業を行うことは、一般に、公務外で行われるものであり、御指摘の研究会についても、公務外で職員の有志が任意で、出版社の依頼に応じて対価の支払を受けて書籍の校閲作業を行ったものであると承知しているところ、お尋ねの点について把握する立場にはないものと考えている。

六について

お尋ねについては、国民の疑惑や不信を招くことのないよう、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百一十号）、国家公務員倫理法（平成十一年法律第二百二十九号）、国家公務員倫理規程（平成十二年政令第百

一号)等の法令の規定を適切に遵守して行われるものであれば、特段問題となるものではないと考えている。